

- ①職員や子どもに感染者が出た場合、即時臨時休園と致します。 **(即日より12日間以上)**
  - ②職員や子ども、またその同居家族が濃厚接触者となった場合、該当者とそのご家族は、その後の検査結果にかかわらず健康観察の為お休みをお願い致します。 **(感染者との接触日より10日間以上)**
  - ③濃厚接触者との接触の可能性が発生した場合、健康観察の為お休みをお願い致します。 **(濃厚接触者の方の陰性が判明するまで・或いは該日より5日間以上)**
  - ④勤務先やご家族が利用する施設等からの利用休止や自粛要請があった場合、安全が確認されるまで、該当者とそのご家族はお休みをお願い致します。 **(施設等の安全が確認されるまで・或いは該日より5日間以上)**
- ※②③④については、状況により全員または一部に対し数日の登園自粛を要請する場合があります。
- ⑤「登園自粛の目安」に該当する症状が確認された場合、該当者とそのご家族は、1日以上の利用自粛・健康観察をお願い致します。或いは、症状が回復傾向にあると判断された場合は、当病児保育室(個室保育)のご利用が可能です。 **(症状確認から1日以上)**
  - ⑥登園後に「登園自粛の目安」に該当する症状が確認された場合、速やかにお迎えをお願い致します。翌日より1日以上の利用自粛・健康観察をお願い致します。或いは、症状が回復傾向にあると判断された場合は、当病児保育室(個室保育)のご利用が可能です。 **(症状確認から1日以上)**
  - ⑦そのほか、保護者や職員の判断により、感染リスクや健康への不安要素がある場合、保護者と保育所双方の安心が得られるまで、登園自粛と健康観察をお願い致します。この間も保育所との相談により、当病児保育室(個室保育)のご利用が可能です。 **(1日～10日間)**

※上記に該当するかも、と思われた場合は速やかに園までご連絡下さい。

※新型コロナ感染に備える初めての冬です。ふつうの風邪症状であっても周囲への感染リスクが低下するまでは、自主的に集団生活を控えていただく様お願い致します。

※⑤⑥の症状の場合は必ずしも受診をお願いするものではありません。『小児科オンライン』の無料活用もお勧め致します。

※当病児保育室は、専用保育室のほか安静室2部屋を備えています。対象児のご兄弟も一緒にお預かりする事が可能です。

※当病児保育室を利用する場合には、医師による事前診断が必要となります。

※回復後は、保育所に事前確認の上、登園再開いただくようお願い致します。

※このガイドに従い登園自粛をされた場合や臨時休園となった場合の保育料返還はございませんのでご了承下さい。

※このガイドは、必要に応じて随時更新を図りながら、事態が一定収束するまで適用して参ります。

## 【新型コロナウイルス感染対策ガイド】解説：

・「登園自粛の目安」・・・発熱・せき・鼻水・のどの痛み・下痢・吐き気・嘔吐・頭痛・関節痛・筋肉痛・息苦しさ・倦怠感等の症状がある場合、解熱剤を服用している場合、普段に比べて食欲や元気がない場合。（厚労省のセルフチェック項目及び小児感染学会『保育園における新型コロナウイルス感染症に関する手引き』等参照）

※発熱・下痢・嘔吐以外の症状について、明らかに軽症で、その他の症状がなく、集団への感染リスクが低いと判断される場合は、登園自粛の目安に該当しないと判断できるものとする。回復傾向と判断できなければ、ガイドに従い1日以上利用自粛（健康観察）をお願いし、翌日以降も同様に一日一日連絡を取り合いながら判断する。該当すると判断した場合でも回復傾向であれば病児保育室は活用できるものとする。（2020年10月当社判断基準を追加）

・発熱の目安・・・37.5℃以上とする。（平熱が不安定なお子様は、園と事前相談して平熱の振れ幅の上限を決め個別目安を設ける） 明らかな高熱やその他の体調不良がある場合は直ちに連絡を致します。或いは微熱のみであれば一旦医務室にて30分程度を目安に観察を行なった後、熱が引かない様なら連絡を致します。いずれも1度目の連絡でお迎えのお願いを致します。

・濃厚接触者の定義・・・感染者と同居或いは長時間の接触があった者。適切な感染防護無しに接触、看護等をしていた者。感染者の気道分泌物もしくは体液等の汚染物質に直接接触した可能性が高い者。感染者が「登園自粛の目安」に該当する症状を示した日の2日前から、手で触れる事のできる距離（1m目安）で、必要な感染予防策（マスク等）無しに15分以上の会話や接触があったこと。（「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要綱」より）

・登園自粛日数の目安・・・感染から発症までの潜伏期間は1日から12.5日（多くは5日から6日） 厚生労働省「新型コロナウイルスを防ぐには」より。

新たに、無症状病原体保有者の退院基準として示された「発症日から10日間経過した場合」を適用。令和2年6月12日厚労省通知「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」より。

ウイズチャイルドでは、厚労省が推奨する接触確認アプリ COCOA の登録をお勧め致します。

安全安定運営を目的とした【新型コロナウイルス感染対策ガイド】の活用にご理解ご協力をよろしくお願い致します。